

本は巡回する
1900-10年代における巡回文庫の導入と普及
Books Go Round
The Introduction and Diffusion of the Bookmobile in the 1900s –
1910s

新藤 雄介
Yusuke SHINDO

東京大学大学院 学際情報学府 博士課程
Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

要旨・・・本研究の目的は、1900-10年代における巡回文庫という書籍貸出システムを通じて、当時の地方における人々と書籍との関わり合いを明らかにすることである。そのために、まず、県立秋田図書館による日本初の巡回文庫の導入を明らかにする。次に、『図書館雑誌』で1900年代の図書館を巡る文脈を確認し、その後、県立図書館不在の中で行政が主導し巡回文庫を導入した埼玉県を対象を絞ることで、地方における当時の図書館の置かれた状況を明らかにし、巡回文庫が埼玉県へと普及する過程を分析する。上記の作業を通じて、図書館の普及の不十分さと図書館員養成制度の不在を明らかにし、巡回文庫はこの状況に対応するものであったことを明らかにした。また、その一方で、埼玉県においては巡回文庫の導入以前から青年会などによって一部の地域組織では書籍共有が行われており、巡回文庫の導入はこれを強化し、また、青年会などの地域組織の再編制を促したことを明らかにした。

キーワード 巡回文庫、図書館制度の未整備、小学校、青年会

1. 問題の所在と本研究の方法

本研究の目的は、1900-10年代における巡回文庫という書籍貸出システムを通じて、当時の地方における人々と書籍との関わり合いを明らかにすることである。巡回文庫とは、ある地域の中でいくつかの閲覧所を設け、そこに100冊ほどの書籍を詰め込んだ「文庫」を送り、数ヶ月間地域の人々に無料で閲覧させたものがある。

この巡回文庫が重要であるのは、単に書籍の受容に関する珍奇な実践があったということや、単に図書館史の些細な一部を穴埋めするというのではない。そうではなく、この巡回文庫が1900-10年代の地方を生きる人々にとって、書籍購入の手段がそもそも乏しかった環境で、書籍と接触するための重要な機会となっていたからである。さらに、この巡回文庫の運営を担っていたのは、図書館行政の人間ではなく、主として小学校関係者や青年会を中心とした地域社会の（私的な・半公的な）団体であった。つまり、巡回文庫は、書籍の閲覧装置という枠のみに収まっていたわけではなく、地域コミュニティの活動と深く連動しながら運営されていたのであった。

これまでの巡回文庫に関する研究では、石井(1972)による先駆的な研究や奥泉(1983)による研究があるが、本研究において最も重要なのは飯野(1991)による研究である。飯野の優れた研究によって、埼玉県における巡回文庫の基本的な制度とその反響が明らかにされている。本研究ではこうした飯野の研究を引き継ぎつつも、それとは些か異なる次の視点から巡回文庫を捉えていくこととしたい。

巡回文庫がどのような条件で運用されていたのかといった場合に、巡回文庫と青年会とが密接に結びついていたことに着目する。特に重要なのは、埼玉県の行政文書で確認する限り、青年会に準ずる組織が設立されていた地域では、巡回文庫導入以前から書籍の共同購入や共有が行われていたのである。これまで十分に明らかにされてこなかったが、巡回文庫はこうした基盤の上に普及し、同時に青年会自体の再編を促した側面があったのである。よって、本研究は、巡回文庫を通じて当時の書籍を巡る状況を明らかにし、その実践が地域共同体の中に埋め込まれることで、従来の地域組織による書籍の実践がどのように変化し、地域組織自体がどのように変化したのかを明らかにすることを目的としている。

本研究では、「図書館」という存在が、現在のような制度として確立した図書館とは異なる存在であったことを起点に据える。こうした「図書館ならざる図書館」を捉えるためには、分析の対象が当時の文脈においてどのようなものとして存立していたのかを掘り起こし、その文脈に基づきつつ変容していく過程を分析する必要がある。

そのために、具体的には、『図書館雑誌』で1900年代の図書館を巡る文脈を確認し、主に県立秋田図書館によって発行された史料に依りながら、日本初の巡回文庫の導入を明らかにする。その後、県立図書館不在の中で行政が主導し巡回文庫を導入した埼玉県を対象を絞ることで、地方における当時の図書館の置かれた状況を明らかにし、巡回文庫の埼玉県への普及を分析する。埼玉県に焦点を当てるのは、当時県立図書館が設立されていないことが一般的であり、その状況における巡回文庫の導入を捉えることができるためである。ここで主として使用する史料は、埼玉県立文書館に保管されている「埼玉県行政文書」である。この史料を用いることによって、制度として確立した図書館とは大きく異なる、当時の図書館とそれを取り巻く文脈を詳しく明らかにすることができる。

2. 秋田県における巡回文庫の導入

日本における巡回文庫の導入は、県立秋田図書館長を務めていた佐野友三郎によって始まる。秋田県では1879(明治12)年に最初の図書館である「秋田公立書籍館」が一民家に設置されたが7年後に廃館になり、その後1899(明治32)年に公園の敷地内に「県立秋田図書館」が開館した。佐野は、翌1900(明治33)年に館長に就任し、1902(明治35)年から巡回文庫を開始した。巡回文庫を導入したのは、佐野がアメリカの図書館事情に明るく、その事例に倣ったことであった。その巡回文庫の目的は、「遠隔ノ地ニ在リテ本館ニ就キ図書閲覧ノ便ヲ有セサル者ノ為メ巡回文庫ヲ設クルノ必要ヲ認メ明治三十五年十月ヲ以テ是ガ実施ヲ為シタリニ要スル書籍短期日間ニ通読シ得ベキ図書百冊乃至百五十冊ヲ収ムルニ足ルベキ堅牢ナル構造ニシテ通シテ九個ヲ有シ各箱其図書目録ヲ添付シ又閲覧請求簿ヲ備ヘテ成績調査ノ料ニ供セリ」¹というものであった。つまり、図書館から遠く離れた地域にいる人々にとって、日常的に図書館へ行って書籍を読むのは現実的に困難であり、巡回文庫はこうした人々が日常的に書籍に接触する機会を与えるために導入されたのであった。

けれども、巡回文庫の運営範囲は「巡回文庫ハ当分ノ内郡立図書館ニ限り之ヲ貸付ス」として、最初期には小学校や郡役所の土蔵の一部に設置された「図書館」へのかなり限定されたものであった。とはいえ、ここで留意しておきたいことは、当時においてそもそも図書館における書籍の貸し出しはおろか、書籍の開架さえ行われないことが一般だったという文脈を踏まえるならば、こうした巡回文庫の試みは当時の水準においては、いかにして人々と書籍の接触を果たすかという点で画期的な政策であったということである。こうした秋田県での試みは、内務省地方局を通じて、すでに1902(明治35)年の段階で埼玉県へと伝わっていた。

3. 図書館行政の不在

秋田県で巡回文庫が導入されたが、そうした試みが必要とされた当時の図書館を取り巻く状況を理解しておく必要がある。そこで、『図書館雑誌』における記事において、ハコとしての図書館自体の普及が十分には進んでいなかった状況と図書館員を養成する制度が不在であり、これが解消されない状況を見ていくこととする。

日本の図書館における運営の脆弱さは、1904(明治37)年に『図書館雑誌』が創刊された直後から度々指摘され、議論の俎上に載せられていた。日本文庫協会の評議員であった和田萬吉は、図書館の現状に関して「純然たる公開図書館が割合に少なく半公開又は非公開のものが多くと云ふことは大いに注意を要する……今後図書館は大いに其数を増やさねばならぬ、而して其図書館の大多数は純然たる公開図書館でなければならぬ」²として、図書館の設立が進みつつも一般の人々が利用できる図書館が少なく、その状況が十分ではないことを指摘していた。つまり、誰もが利用できる図書館といったものが、まだ十分に普及していなかった。また図書館員に関して、和田は「図書館が単に図書と館とより成立つものならば、凡そ世の中に図書館程作り易いものは無からうけれど、実際の処図書よりも館よりも更に更に大切な職員と云ふ者の存在を要するので、なかなか面倒になるのである」³として、図書館における職員の重要性を指摘していた。さらにこうした職員軽視の傾向は、「日本では新に図書館を起さうとする場合に職員の大切な点に想到せぬ状は前に述べた通りであるが、此傾向は実は今始まつたのでは無い、

¹秋田図書館、1906年、『秋田図書館一覧 自明治三十二年 至明治三十七年』秋田図書館、3-4頁。

²『図書館雑誌』1号、1907年、1頁。

³『図書館雑誌』2号、1908年、2頁。

十年も二十年も前から見えて居る」と指摘し、図書館員の問題が長年解決されていない状況を明らかにしている⁴。

こうした図書館員に関する問題は、その他にも「図書館員の養成は今日の急務なり」という記事では、「所が現在の日本では図書館員の養成所がない為に、館長に館員選定の権ありてすら尚適者を得るに容易でない。……殊に日本の現今では図書館と云ふ名称の建物は年々増加するが、其を活動し得る人が殆んど出来て居らんから、此際是非図書館員の養成を急がなければ図書館らしき図書館は一つも出来んではないかと思はれるのである」⁵として、図書館員の養成制度の不在による人材不足を指摘する。

同様に、大阪図書館長であった今井貫一も、「次に職員ですが、現今図書館員と云ふ者は何処から生まれてくるか。……図書館員を養成する所は無い。……それで図書館が沢山出来ると困るのは此の図書館員で、適當の図書館員を得ると云ふことは中々容易で無い。……図書館の事務の中で閲覧に関する事務或は図書選択と云ふやうなことは多少常識でも出来ますが、図書の整理、殊に目録の調製は一番困難を感ずる」⁶と述べている。今井の指摘で留意しておきたいのは、図書館員養成制度の不在ということ以上に、図書館員でなくても辛うじて図書館員的な仕事ができるということがあるということである。それは、「閲覧に関する事務或は図書選択と云ふやうなこと」である。つまり、本来ならば、図書館業務に関することは、専門教育を受けた図書館員がなすべきなのであるが、図書館教育が十分に制度化されていない状況、及び、そもそも図書館員の人材が揃っていない状況にあっては、「閲覧に関する事務或は図書選択と云ふやうなこと」について、「多少常識でも出来るのだ」ということである。このことを踏まえるならば、巡回文庫というシステムは、図書館制度の未整備という状況にあって、その間隙を縫って、図書館員不在でも辛うじて「多少常識でも出来」てしまうシステムであったのである。

4. 埼玉県における巡回文庫前史

秋田県における遠隔地のための巡回文庫の導入と同時期における図書館の不足と図書館員の不在という状況が、1900年代にはあった。次に1909(明治42)年の埼玉県における巡回文庫の導入に移る前に、そもそも埼玉県の遠隔地において、書籍を取り巻く環境はどのようなものであったのかを明らかにすることとしたい。地域共同体における読書環境の整備は、巡回文庫や図書館の配備によって始まった、という訳ではない。全ての地域がという訳ではないが、青年会やそれに類似した組織が設立されていた地域では、その組織を中核として読書環境が整備されていたのであった。

例えば、1894(明治27)年10月に創設された「阿諏訪青年会」(入間郡山根村)では、「会員ノ寄贈セル書籍四百五十五冊ノ内群書類従外三百五十冊ヲ毛呂山根両村立東雲高等小学校ニ図書文庫トシテ備付シ救貧■■■ノ下ニ公衆ニ縦覧セシメタルナリ」⁷として、青年会の会員によって「文庫」が設立されており、それが高等小学校内に設置されていた。

こうした行為は、阿諏訪青年会に限られた特殊なことではなく、1903(明治36)年に設立された北埼玉郡星宮村の「星宮青年会」でも、「同会開設ノ図書閲覧所ハ明治四〇年九月創設セルモノニシテ星宮尋常小学校ノ一部ヲ使用セリ図書ハ同小学校ノ蔵書会員所有■■■及寄贈■■■等ニシテ其種類三百余种アリ但雑誌ハ毎月数種ヲ購入ス教育及実業ノ二種ヲ重モニ閲覧用トナセリ」⁸とされていた。1908(明治41)年の行政文書の報告書では、その他の青年会でも、書籍の共同購入や回覧が行われていたとの記載が散見される。

このように巡回文庫が導入される以前から、少なくない地域においては、すでに青年会が中心となって読書環境が整備されており、その際の中心地は地域の小学校が設定されていたのである。後に巡回文庫が導入されるとその巡回地として地域の小学校が据えられるのであったが、遠隔地の地域共同体と書籍との結び付きは、青年会がその媒介となり、小学校において行われていたのである。しかしながら、無論、全ての地域でこうした環境整備が行われていた訳ではなく、青年会は存在するが「文庫」のようなものがない地域や、そもそも青年会に準ずるような組織がなかった地域も数多くあったことにも留意しておく必要がある。

5. 埼玉県における巡回文庫の普及

埼玉県において県の主導で巡回文庫の導入が正式に告知されたのは、1909(明治42)年9月7日の『埼玉県報』においてであ

⁴ 『図書館雑誌』2号、1908年、2頁。

⁵ 『図書館雑誌』6号、1908年、25頁。

⁶ 『図書館雑誌』5号、1909年、20頁。

⁷ 行政文書 明2238 雑款 9番、1908年、埼玉県立文書館。■■■は判読困難。以下、同じ。

⁸ 行政文書 明2238 雑款 9番、1908年、埼玉県立文書館。

ったが、4月の時点で学事主任会議において巡回文庫の導入が検討され始めていた。

過般学事主任会議ニ諮問相成タル巡回文庫設置ノ件ハ提案(別紙ノ通り)ノ通賛同ヲ表シタル次第モ有之社会教育殊ニ青年指導等ニ関シテハ有効ノ法トモ被在候付テハ別紙ノ方法並ニ設置費予算書ニ基ツキ左記ノ手続ヲ履行シ■施方取斗ヒ然ルヘキ仰裁候也⁹

このように、埼玉県では県の行政が主体となって巡回文庫の導入を進め、教育関係者もそれに関与し、青年への「社会教育」ということを意図しつつ実施されたのである。それゆえ、巡回文庫の導入に際して、どのような書籍を巡回させるのかも重要であった。ここから、この書籍の選定に関与した主体を明らかにしつつ、それを担った人々が置かれていた状況を確認しておきたい。巡回文庫の設置費予算によれば、書籍は合計で4800冊となっている¹⁰。当初48の区域の分割が検討されていたので、1区域ごとに100冊だと考えられ、この100冊の選定については、次のように行われた。

選定に際しては、「庁員及ヒ師範学校長、主事等ニ於テ選定会ヲ開クコト」¹¹として、県の職員・師範学校の校長・（おそらく教育関係の）主事によって行われた。また、その方法としては、「相当ノ書肆ヨリ出版図書目録ヲ取寄ルコト」とし、更に「選定済ノ分ニ就キ見本ヲ差出サシメ更ニ確定シ之ヲ購入スルコト」¹²とされている。つまり、選定する側もどのような書籍があるのか、どのような書籍が良いのかといったことが不明確であり、目録による題名を手掛かりとするしかなかったのである。

このことは、次のことを意味している。1909(明治42)年において、巡回文庫の導入に際してその役割を主導したのは、図書館行政に携わる人間ではなかった。より重要なことは、そもそもこの時代において、埼玉県ではまだ県立図書館といった公的な図書館が設立されておらず、また、他県でも県立図書館を有しているところは少数であった。さらに、巡回文庫の導入の担い手が、図書館員といった図書館専門知識を有した人々によってなされていたのではなく、県庁の官吏であったり、師範学校の校長であったという点である。先に確認した様に、図書館員養成制度など図書館を取り巻く様々な制度が不在だったのであり、巡回文庫は図書館に関する専門知が乏しくとも遂行可能なものだったのである。

次に、1909(明治42)年9月7日に公布された巡回文庫の訓令を確認することで、巡回文庫がどのような制度として導入されたのかを確認しておこう¹³。

第一条には、「教育ノ普及並ニ青年修養ノ資ニ供スルノ目的ヲ以テ通俗巡回文庫ヲ設置ス」とされている。基本的に、教育を目的とし、青年を対象としていることがわかる。第二条では、区域の分割が述べられている。区域は、大きく6つの方面に分割されたあと、その方面中で3～8の区域に分割され、合計48区に分けられている。

第一方面＝北足立郡8区、第二方面＝入間郡8区、第三方面＝秩父郡5区＋児玉郡3区、第四方面＝比企郡4区＋大里郡4区、第五方面＝北埼玉郡5区・南埼玉郡3区、第六方面＝南埼玉郡3区＋北葛飾郡5区、となっている。また「其区ノ区域ハ郡長ノ定ムル所ニ依ル」とされており、郡長の裁量に委ねられた部分もあった。

第三条では、「町村長ハ文庫事務取扱者ト協議シ小学校其他閲覧ニ便ナル場所ヲ選ミ適宜文庫閲覧所ヲ設置スヘシ」とされている。閲覧所は、小学校が基本の巡回地として設定されていたことがわかる。また、町村長の他に文庫の事務取扱者が別に設定されているのであるが、これは第四条で「町村立小学校長ヲ以テ其町村文庫事務取扱者ニ充ツ」ということから、小学校の校長が実質的な責任者であったことがわかる。つまり、巡回文庫は小学校を軸にして運営されていたのである。このことは、青年会などの地域組織によって巡回文庫導入以前に行われていた書籍に関する共同行為の延長戦上に据えられたものだと考えられる。

また、利用方法については、第六条で「区内各町村ニ於ケル文庫使用日数ハ郡長ニ於テ各区ニ於ケル其使用期間約十ヶ月ヲ標準トシ区及町村ノ事情ヲ参酌シ之ヲ定ムヘシ」とあり、貸し出しについては第七条で「文庫ノ図書ハ事務取扱者ニ於テ適当ト認メタルトキハ一週間に以内之ヲ貸出スルコトヲ得」とされている。区内を10ヶ月で1廻りするように設定されていたのだと思われ、貸出も1週間であれば可能であった。また利用にあたっては、職業と年齢の調査が行われていた。

以上の様に、巡回文庫の取扱の責任者になっていたのは、小学校の校長であり、また巡回の場所に関しても小学校が基本と

⁹行政文書 明3359 雑款 7番、1902年、埼玉県立文書館。

¹⁰行政文書 明3359 雑款 7番、1902年、埼玉県立文書館。

¹¹行政文書 明3359 雑款 7番、1902年、埼玉県立文書館。

¹²行政文書 明3359 雑款 7番、1902年、埼玉県立文書館。

¹³『埼玉県報』1835号、1902年、858-61頁。

なっていたのであった。つまり、巡回文庫は図書館という制度に組み込まれていたというよりも、教育施設とその制度の中に組み込まれていたのである。とはいえ、巡回文庫を単なる教育関係の範囲に押しとめてしまうならば、それはまた不十分であるといえよう。次に見るように、巡回文庫は青年会と深く関わることでむしろ地域共同体の中に埋め込まれていたと考えられるのである。

6. 巡回文庫による共同行為と地域組織の再編

巡回文庫は、単に書籍を地域社会の成員に対して供給しただけではない。重要なのは、巡回文庫を契機として、少なからぬ地域で社会の制度が再編されたということである。その最たる例が、人間青年会である。人間青年会の母体は1891(明治24)年に若者の集りによって出来始め、書籍の共有や共同購入が行われていた。青年会においては、すでに書籍を巡る共同行為が営まれていたのであり、巡回文庫はこの営みをより拡大させる契機となった。「本県ニテ明治四十二年九月巡回文庫ヲ設置セラレシガ其部数ニ於テ少数ニシテ善ク閲覧者ニ満足ヲ与フルコト能ハザリシヲ以テ有志者学校職員等相諮リ村内有志者ヨリ寄附及貸附等ノ方法ニヨリ明治四十三年四月小学校ノ一部ニ人間文庫ヲ設置シ県巡回文庫ト相待テ青年ハ勿論一般閲覧者ノ便ニ供シ其冊数千三百四十九冊ニ達セリ」¹⁴とされている。すなわち、すでに共同の書籍事業があったこの地域では、巡回文庫それ自体は十分なものではなかったが、巡回文庫の導入を契機として書籍共有の強化が図られ「人間文庫」が設立され、青年会だけでなく一般へと開かれたのであった。

また、別の再編の例として、比企郡菅谷村の川島青年会は、青年会として組織化する以前から「若衆連」が存在していた。この地域では、「明治四十一年戊申詔書喚発ノ■古趣ニ基キ益々其主義ヲ拡張セント■等ヲ一括シテ青年団トナセリ同四十二年十月七日本県巡回文庫ノ到着ヲ機トシ青年指導ノタメ組織ヲ改メ川島青年会ト称シ現在会員四十三名ニ及ヘリ」¹⁵というように、巡回文庫が青年指導としての組織化を強化し、再編制したのであった。実際にそこで行われていたことは、「明治四十二年十月ヨリ購読シタル図書ヲ蓄積シ青年文庫トナシ事務所内ニ設置シテ会員ニ随覧セシム」、「新刊雑誌到着ノ際ハ直ニ順次回読ス」、「文庫回読中不審ノ箇所ハ他日会合ノ折互ニ質義ヲナシ或ハ感想ヲ述フルコトトス」、「現今ノ蔵書部数ハ百六十八冊ナレトモ過半ハ常ニ会員ノ家庭ニ閲覧サレツツアリ」ということであった¹⁶。この青年会では、読書が有力な「社会教育」の手段となっていたのである。

なぜ、こうしたことが必要だったのか、そのためには当時の農村における読み書き能力を理解しておく必要がある。「大正三年三・四両月ニ渉リ事務所ニ於テ夜学会ヲ開ケリ出席者十一人アリ就中二、三徒弟ノ如キハ仮名モ読了スル能ヘザリシガ漸次読書力増進シ遂ニ尋常ニ学年用読本ヲ読解シ益々読書ノ趣味ヲ増加セリ」¹⁷という様に、そもそも読むこと自体が危うかった者もいたのである。

埼玉県の調査による「壮丁学力調査ニ関スル感想」に「改善方法ニ関スル件」が記されているが、これは巡回文庫が中心的な役割の1つとして据えられている。「如上事実ニ鑑ミコレガ改善ヲ図ランニハ従来行ハレタル壮丁教育補習教育巡回文庫青年会等ノ適切有効ナル施設ニ俟ツベシ即チ壮丁教育並ニ補習教育ニ在リテハ■トシテ其学力程度ニ於ケル教科書復習ノ要アルベク巡回文庫ニ蔵ムル図書ハ一般ニ其内容ニ伴ヒ記述ノ文章高尚ニシテ低級ノ読者ニアリテハ読下ニ困難ヲ感ジサリトテ文章ノ平易ナルモノハ多クハ児童用ニシテ其内容青年ノ趣味ト実益ヲ収ムルニ足ラズ文章最モ平易ニシテ農村青年ノ趣味ト実益ト有スル図書ノ欠乏ハ最モ遺憾トスル所一面コレ等図書ノ選定ニ努ムルト共ニ当該町村小学校教員ニ成レル読物(青年会報ノ如キ)ヲ提供シ輔導ニカヲ尽シ読書趣味ヲ喚起礼儀作法ノ心得ヲ授クル如キ最モ必要ナル事ナルベシ」¹⁸とある。つまり、青年の基礎学力と積載書籍とにミスマッチが指摘されつつ、その内容を変更することで巡回文庫が青年の学力に資することの必要性が指摘させているのである。

ここで確認した様に、青年の学力の底上げが行政にとっては1つの課題となっており、青年会が結成されていた地域でも青年の「社会教育」が焦点化されていた。こうした文脈の上で巡回文庫は、地域の共同行為と組織を再編する要因となりえたのであった。

¹⁴行政文書 大708の1 雑款 2-17, 1915年、埼玉県立文書館。

¹⁵行政文書 大708の1 雑款 2-36, 1915年、埼玉県立文書館。

¹⁶行政文書 大708の1 雑款 2-36, 1915年、埼玉県立文書館。

¹⁷行政文書 大708の2 雑款 22-22, 1915年、埼玉県立文書館。

¹⁸行政文書 大708の2 雑款 20, 1915年、埼玉県立文書館。

7. 結語

以上のように、本研究では、1900-10年代の図書館と書籍を巡る文脈を確認しながら、巡回文庫に焦点を当て、秋田県での導入とそれをきっかけとした埼玉県での普及の様子を明らかにしてきた。ここで得られた知見は、次の通りである。秋田県で遠隔地の人々を念頭に置いた巡回文庫が導入されたが、その背景には、図書館の不足とその担い手である図書館員養成制度の不在があった。巡回文庫は、こうした不備に適合し補完するものであった。1909(明治42)年に埼玉県は県の行政主導で巡回文庫を導入することになるが、それ以前から青年会などの地域組織がある場所では、その組織によって書籍の共有などが行われていた。こうした状況における巡回文庫の導入は、総じて読書環境を一定水準以上のものにし、また、すでに一定以上の水準に達していた地域では、読書環境の強化が図られた。加えて、巡回文庫は単に書籍を取り巻く環境を変化させただけでなく、青年の「社会教育」問題が重要な主題となっていた地域組織にとっては、青年会などの組織の再編が促されたのであったのである。

参考文献

- 秋田県立秋田図書館編(1961)『秋田県立秋田図書館沿革誌』秋田県立秋田図書館。
- 有山輝雄(2009)『近代日本のメディアと地域社会』吉川弘文館。
- 飯野洋一(1991)「埼玉県の巡回文庫」『図書館史研究』8号, pp.40-71.
- 石井敦(1972)『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会。
- 編(1981)『佐野友三郎』日本図書館協会。
- 間山洋八(1981)『青森県読書運動明治大正史——郷土創造と焚火仲間』津軽書房。
- 永嶺重敏(2004)『<読書国民>の誕生——明治30年代の活字メディアと読書文化』日本エディタースクール出版部。
- 小川徹・奥泉和久・小黒浩司(2006)『公共図書館サービス・運動の歴史 1——そのルーツから戦後にかけて』日本図書館協会。
- 奥泉和久(1983)「『積善組合巡回文庫』考」『図書館学会年報』29巻1号, pp.1-10.
- (1989)「青年会と読書運動——明治20年代を中心にして」『図書館学会年報』35巻4号, pp.165-75.
- (1990)「日清戦争後の地方青年会と図書館活動」『図書館学会年報』36巻4号, pp.183-93.
- 埼玉県教育委員会編(1970)『埼玉県教育史 第三巻』埼玉県教育委員会。
- (1971)『埼玉県教育史 第四巻』埼玉県教育委員会。
- 多仁照廣(1984)『若者仲間の歴史』日本青年館。
- (2003)『青年の世紀』同成社。